

議案第44号 小松島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

- ・手数料の徴収に関する規定につき、「消費税を加算し」の文言を削る改正を行うもの。

小松島市水道事業給水条例(平成10年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(手数料)</p> <p>第33条 次の手数料は、各号の区分により<u>消費税を加算し</u>、申込者から申込みの際、これを徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第33条 次の手数料は、各号の区分により_____、申込者から申込みの際、これを徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>削除</p>